

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
 条例の改正について（議案第48号）

選挙管理委員会事務局

1 改正の理由

公職選挙法施行令の改正により、国の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに準じ、市議会議員及び市長の選挙に係る公費負担の限度額を改める。

2 主な内容

選挙運動の公費負担の限度額を次のとおり引き上げる。

- (1) 選挙運動用自動車（一般運送契約以外の契約である場合）の使用に係る1日当たりの額

区 分	現 行	改 正 案	改 定 幅
自動車借入れ	15,800円	16,100円	300円
燃料費	7,560円	7,700円	140円

- (2) 選挙運動用ビラの作成に係る1枚当たりの額

現 行	改 正 案	改 定 幅
7.51円	7.73円	0.22円

- (3) 選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の基礎となる額

ア 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合

現 行	$\frac{525.06円 \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場の数}}$	
改 正 案	$\frac{541.31円 \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$	
改 定 幅	16.25円	5,750円

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

現 行	$\frac{27.50円 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 573,030円}{\text{ポスター掲示場の数}}$
-----	--

改正案	$\frac{28.35\text{円} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 586,905\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$	
改定幅	<u>0.85円</u>	<u>13,875円</u>

- 3 施行期日
公布の日